

食安監発0728第1号
平成21年7月28日

各

| |
|----------------|
| 都道府県 保健所設置市 |
|----------------|

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

対マカオ輸出牛肉の衛生証明書の発給時の注意事項について

標記については、平成21年7月28日付け食安発0728第1号により通知したところですが、衛生証明書の発行にあたっては、下記に十分留意の上発行されるようお願いいたします。

記

- 1 「Name of Products」には、冷蔵牛肉であれば、“Chilled Boneless Beef”、冷凍牛肉であれば、“Frozen Boneless Beef”と記載すること。
- 2 「Storage and Transport Temperature(°C)」には、冷蔵の場合、「0～4°C」、冷凍の場合、「-18°C and under」と記載すること。
- 3 平成21年7月28日付け食安発0728第1号の別紙「対マカオ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の選定等要領」7（2）の留意事項について、衛生証明書申請者へ周知すること。なお、この場合の温度条件が異なっている場合とは、冷蔵製品と表示されているものが冷凍されているといった状況を指すものである。